

## 【健康保険・厚生年金保険】 定時決定のお知らせ

健康保険・厚生年金保険は、毎年9月に保険料の見直しが行われます（定時決定）。見直しの対象となった場合、9月就業分（10月支払分）の給与から保険料が変更になります。新しい保険料は、9月就業分（10月支払分）の給与明細にてご確認ください。

### ●定時決定とは●

毎年3～5月就業分（4～6月支払分）の3ヶ月間にお支払した給与のうち、支払基礎日数（出勤や有給など、給与支払の基礎となった日数）が17日以上（短時間労働者は11日以上）ある月の平均をとって、その年の9月以降の保険料（10月支払分）が決定されます。

本年は新型コロナウイルスの影響で休業補償等が多数発生しており、その影響で算出方法が複雑化しております。定時決定には年金機構が定めている決定方法がございます。下記によくあるご質問をご参照ください。

### 【お問い合わせ先】

スタッフサービス スタッフ総務室（土日祝日除く）

- |                           |              |
|---------------------------|--------------|
| ○スタッフサービスでご就業の方           | 0120-610-600 |
| ○スタッフサービス・ITソリューションでご就業の方 | 0120-855-370 |
| ○スタッフサービス・メディカルでご就業の方     | 0120-855-370 |

※ガイダンスにしたいが、[1] を選択してください。

## よくあるご質問

### Q. 新しい保険料の等級はどのようにして決まりますか？

- A. 3～5月就業分（4～6月支払分）の総支給額の平均金額で決定します。  
ただし以下の条件に該当した場合は、その月を除外して計算します。

要件	例
支払基礎日数（出勤・有給休暇等の日数）が17日以上（短時間労働者は11日以上）ない場合	フルタイム勤務で支払基礎日数が 3月：18日、4月：20日、5月：15日 →3・4月就業分の内、要件を満たす月で算定

月の途中で社会保険に加入した場合	3月15日社会保険加入 → 4・5月就業分の内、要件を満たす月で算定
補償金額の割合が100%未満の休業補償を受けた場合	4月(5月支払分)に補償割合60%の休業補償を受けた → 3・5月就業分の内、要件を満たす月で算定
無期雇用労働者で待機期間が発生している場合	5月就業分(6月支払分)に待機期間がある → 3・4月就業分の内、要件を満たす月で算定

-----

Q. 3～5月就業分(4～6月支払分)すべての月が上記の要件を満たさない場合、新しい保険料はどうなりますか？

A. 元の保険料の等級を引き継ぎます。

-----

Q. 小学校等の臨時休業に伴う新型コロナ特別有給休暇を取得した月はどのような取り扱いになりますか？

A. 契約内容に基づきお支払いをしておりますので、通常通り出勤したとみなし算定します。

-----

Q. 新たに決定した保険料はいつから適用になりますか？

A. 9月保険料(10月支払分)より適用となります。

---

Q. 3～5月就業分(4～6月支払分)が繁忙のため、新しい保険料等級が高くなりました。  
他の月で算定し直す方法はありませんか？

A. 下記の要件を満たす場合は年間算定の申し出が行える可能性があります。  
スタッフ総務室へお問い合わせください。

**【年間算定要件】**

①「毎年3～5月が必ず、恒常的に繁忙になる」という理由がある  
例) 人事で入退社処理を行う、経理で決算作業を行う

②通常の定時決定にて決定した等級と、  
前年6月就業分(7月支払分)～本年5月就業分(6月支払分)のうち支払基礎日数が  
17日以上(短時間労働者は11日以上)ある月の1年間の平均金額で算定した等級に  
2等級以上の差がある

※年間算定の審査は年金機構が行います。認定がおりない場合もございますので  
あらかじめご了承ください。

---

Q. コロナの影響で著しく給与が下がりました。見直しはできませんか？

A. 一定の要件を満たせば「新型コロナによる標準報酬月額の特例改定」の申し出が行える  
可能性があります。大まかな要件は以下の通りです。

**【新型コロナによる標準報酬月額の特例改定の要件】**

①急減した月の支払給与が、現在の保険料等級より2等級以上下がる

②急減月を含み3か月以上継続して社会保険に加入している

③急減月の基礎日数が17日(短時間労働者は11日)以上ある  
(新型コロナウイルスの影響による休業補償は就業日数に含みます)

より詳しい要件等は年金機構のホームページをご確認ください。

<年金機構ホームページ>

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0810.html>

※コロナの影響により報酬が急減した方の一時的な措置となります。

申請を希望される場合はスタッフ総務室までご連絡ください。